

神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村等の行政権能及び財政基盤の強化を図るため、市町村等が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市町村等

市町村並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条に規定する一部事務組合及び広域連合並びに法第252条の2の2に規定する法定協議会並びに協定等に基づく任意協議会

(2) 広域連携事業

複数の市町村等がそれぞれ財源負担をした上で、連携して実施する事業及び市町村が国又は県と連携して実施する事業のうち、要領別表第1に定める事業

(3) 継続事業

法第212条に規定する継続費、法第213条に規定する繰越明許費又は法第214条に規定する債務負担行為を設定して実施する事業

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次のとおりとし、その範囲等は別に定める。

(1) 自治基盤強化型事業

ア 広域連携事業

(ア) 権限移譲型広域連携事業

(イ) 固有型広域連携事業

イ 個別市町村事業

(ア) 単独市町村権限移譲準備事業

(イ) 施設統廃合事業

(ウ) 施設長寿命化・老朽化対策事業

(2) 広域行政課題解決型個別市町村事業

ア 広域的利用施設整備等事業

イ 市町村間相互利用施設整備等事業

(3) 市町村提案型事業

市町村提案型全県モデル事業

(4) 圏域特例事業

ア 地方創生推進事業

イ 特定地域支援特例事業

(5) 知事特認事業

ア 災害復旧等事業

イ その他

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、個々の事業に要する経費について知事が査定した額（以下「査定事業費」という。）から、国庫支出金、地方債相当額等の特定財源を控除した額（以下「補助基準額」という。）に、補助率を乗じて得た額（以下「補助金充当可能額」という。）を合算した額の範囲内とする。

2 補助率は3分の1とする。ただし、前条第1号ア及び同条第5号アに該当する事業については、2分の1とする。

3 補助金充当可能額の算出の過程及び算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 前条第1号ア(ア)に該当する事業を実施する市町村等にあつては、第1項の規定にかかわらず、補助額は、第1項の規定により算出した補助金充当可能額の合計に、県からの権限移譲前までに係る経費に対し、補助基準額から補助金充当可能額を控除した額の合計を権限移譲特別加算交付金として加算した額の範囲内とする。

(地方創生推進事業を実施する場合における補助額の算出方法等)

第4条の2 第3条第4号アに該当する事業を実施する市町村にあつては、補助額は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額の範囲内とする。

(1) 第3条第4号アに該当する事業について、査定事業費から、国庫支出金、地方債相当額等の特定財源及び定額補助分として知事が別に定める額（以下「定額補助分」という。）を控除した額（以下「補助基準額（地方創生推進事業）」という。）に、補助率を乗じて得た額と、定額補助分を合算した額（以下「補助金充当可能額（地方創生推進事業）」という。）の合計額

(2) 第3条第4号ア以外の事業について、前条第1項の規定により算出した補助金充当可能額の合計額（第3条第1号ア(ア)に該当する事業を実施する市町村にあつては、これに権限移譲特別加算交付金を加算した額）

2 前項第1号の補助率は、前条第2項の規定にかかわらず、第3条第4号アに該当する事業に係る予算額の範囲内で知事が別に定める額については2分の1とし、これを超える額については3分の1とする。

3 前条第3項の規定は、第1項第1号の額の算出に準用する。

(補助額の限度額)

第5条 前2条の規定により算出した補助額が、別表に掲げる限度額を超える場合は、別表の額とする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村等は、知事が別に通知する期日までに、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業計画書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期日等)

第7条 規則第3条第1項の規定による神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付（変更交付）申請書（第2号様式）の提出期日は、知事が別に通知する。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付申請額一覧表（第2号様式-2）
- (2) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付申請額一覧表（地方創生推進事業分）（第2号様式-2-2）
- (3) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付申請事業内訳書（第2号様式-3）
- (4) その他必要と認める書類

3 前項第2号の書類は、第3条第4号アに該当する事業を実施しない市町村等にあつては、提出を要しない。

4 補助金の交付を受けようとする市町村等は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

5 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない市町村等については、適用しない。（交付条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は交付決定事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 経費の配分の変更が、交付決定の基礎となった査定事業費の20%以内であり、かつ、事業の内容の変更が、補助の対象とする事業の範囲等から逸脱しない範囲である場合

イ 経費の配分の変更が、入札による減など、事業内容に変更のない場合

(2) 交付決定事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 交付決定事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は交付決定事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助金の交付の決定を受けた市町村等（以下「補助事業者」という。）が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第12条第5項、第13条第1項、第14条及び第15条と同等の条件を付さなければならない。

(5) 交付決定事業ごとの補助金充当可能額（補助金充当可能額（地方創生推進事業）を含

む。)の範囲内で、補助金を充当することができる。

(6) 交付決定事業に、第3条第4号アに該当する事業が含まれる市町村は、川崎競馬(神奈川県川崎競馬組合が施行する競馬事業をいう。)の開催に係る広報に協力するとともに、当該事業の成果物等に、当該事業について神奈川県の競馬事業による収益配分金が活用されている旨を表示しなければならない。

(7) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告及び調査)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、知事が別に通知した期日までに、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金事業実施状況報告書(第4号様式。以下「実施状況報告書」という。)により行わなければならない。

2 規則第10条の規定による調査は、知事が別に通知した期日に実施し、第15条に規定する帳簿及び証拠書類等の検査を受けるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条前段の規定による報告は、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、全ての交付決定事業完了の日から1月を経過した日又は翌年度の4月7日のうち、先に到来する日までに行わなければならない。

(1) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書内訳書の1(第5号様式-2)

(2) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書内訳書の1(地方創生推進事業分)(第5号様式-2-2)

(3) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書内訳書の2(第5号様式-3)

(4) その他必要と認める書類

2 前項第2号の書類は、第3条第4号アに該当する事業を実施しない市町村等にあつては、提出を要しない。

3 規則第12条後段の規定による報告は、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書(第6号様式)に次の書類を添えて、交付決定事業の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月7日までに行わなければならない。

(1) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書内訳書の1(第6号様式-2)

(2) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書内訳書の1(地方創生推進事業分)(第6号様式-2-2)

(3) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書内訳書の2(第6号様式-

3)

(4) その他必要と認める書類

- 4 前項第2号の書類は、第3条第4号アに該当する事業を実施しない市町村等にあつては、提出を要しない。
- 5 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、第1項又は第3項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。
- 6 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、適用しない。
- 7 補助事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付した場合で、当該間接補助金等が消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、第1項又は第3項の実績報告書を提出するに当たって、当該間接補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これに対応する補助金額を減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該年度の消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、適用しない。
- 3 補助事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付した場合で、当該間接補助金等が消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該間接補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該年度の間接補助金等に係る消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、間接補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。
- 4 知事は、第1項又は前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額又は当該消費税及び地方消費税仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物 10 年

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業（以下「PFI事業」という。）により整備され

た不動産及びその従物であって、その所有権がPFI事業終了後、市町村等に移転する場合についても、当該不動産及びその従物が設置された時から10年とする。

- (2) 取得価格が50万円以上のもの 5 年
(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、交付決定事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の場合において、帳簿及び証拠書類は、全ての交付決定事業が完了した日の属する県の会計年度の翌年度から10年間（前条に規定する期間が5年を超える財産の取得があるときは、その期間）保存しなければならない。

(支出負担行為の委任)

第16条 第3条に掲げる事業については、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第19条第1項第6号の規定により、地域県政総合センター所長に支出負担行為を委任する。この場合において、この要綱（第14条を除く。）の規定中「知事」とあるのは、「所長」とする。

- 2 横浜市、川崎市及び相模原市が実施する事業又は第3条第5号に掲げる事業にあつては、前項の規定は適用しない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県市町村振興補助金基本要綱及び神奈川県市町村振興メニュー事業補助金交付要綱は廃止する。ただし、平成23年度以前に交付を受けた市町村振興メニュー事業補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、通知の日から適用する。ただし、改正後の第3条第3号、同第4号、第4条の2、第5条（別表を含む。）、第7条第2項、同第3項、第8条第5号、同第6号及び第12条第1項から第4項並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の第3条第3号イに該当する事業については、平成27年度以前に採択された事業に限り、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第4号アに該当する事業については、平成31年度までの時限措置として交付対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第4号アに該当する事業については、令和2年度までの時限措置として交付対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正前に交付を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第4号アに該当する事業については、令和3年度までの時限措置として交付対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前に交付を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第4号アに該当する事業については、令和6年度までの時限措置として交付対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の様式は、令和5年度分以後の事業について適用し、令和4年度分までの事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の様式は、令和6年度分以後の事業について適用し、令和5年度分までの事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第4号アに該当する事業については、令和9年度までの時限措置として交付対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の様式は、令和7年度分以後の事業について適用し、令和6年度分までの事業については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

限度額は、次に掲げるとおりとする。

限 度 額	
・ 1 団体当たり 5 千万円とする。 ・ ただし、次に掲げる事業を実施する場合は、当該事業に係る補助金充当可能額の合計を、各々の加算上限額の範囲内で、限度額に加算することができる。 (1) 第3条第1号ア 加算上限額：5 千万円 (2) 同条第3号 加算上限額：3 千万円 (3) 同条第4号ア 加算上限額：1 千万円 (4) 同条第5号 加算上限額：3 千万円 ・ 第4条第4項に規定する権限移譲特別加算交付金については、1 団体当たり 5 千万円とする。	

※ 第3条第1号アに掲げる事業の補助事業者が市町村以外（以下「一部事務組合等」という。）である場合は、一部事務組合等の限度額は、当該一部事務組合等の構成市町村の限度額の合計額とする。ただし、一部事務組合等の補助額と当該一部事務組合等の構成市町村の補助額の合計額は、その構成市町村の限度額の合計額を超えないものとする。

※ 第3条第1号ア(イ)に掲げる事業のうち、国県施設と市町村施設との合築等事業については、加算上限額に1千万円を追加で加算する。

第 1 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
（第 6 条関係）

第 号
令和 年 月 日

神奈川県知事 様

市町村長

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業計画書

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金に係る事業計画について、関係書類を添えて提出します。

（注）第 1 号様式－2、第 1 号様式－2－2 及び第 1 号様式－3 を添付してください。

- | | | | | |
|-----------|----|----|---|-------------------|
| □ 第1号様式-2 | 令和 | 年度 | 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業一覧表（第6条関係） | （用紙 日本産業規格 A4横長型） |
| □ 第2号様式-2 | 令和 | 年度 | 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付申請額一覧表（第7条関係） | |
| □ 第4号様式-2 | 令和 | 年度 | 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金実施状況報告額一覧表（第11条関係） | |
| □ 第5号様式-2 | 令和 | 年度 | 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書内訳書の1（第12条第1項関係） | |
| □ 第6号様式-2 | 令和 | 年度 | 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書内訳書の1（第12条第3項関係） | |

団体名 () 補助額 [] (単位：千円)

[illegible]

(第1号様式－2・第2号様式－2・第4号様式－2・第5号様式－2・第6号様式－2の注意事項)

【共通項目】

- 1 表題の第1号様式－2・第2号様式－2・第4号様式－2・第5号様式－2・第6号様式－2のうち、該当するものに「レ」を付し、年度を記入し、それぞれ別葉に作成してください。
- 2 「事業区分」欄は、要綱第3条に定める事業の区分名を記載してください。
- 3 「事業箇所名」欄は、施設の名称等を記入してください。また、施設の整備形態等について、「整備形態等」欄に次の略称を記載してください。なお、複数該当する場合は、該当するものを全てを記載してください。

・新築、新設（買収を含む）	（新）
・増改築、増設、改良	（改）
・施設の機能転換	（転）
・P F I 事業	（P）
・賃貸借によるもの	（貸）
- 4 ⑩欄上の欄外〔 〕内に、団体限度額を考慮した実質的な補助金充当可能額を記載してください。
ただし、第2号様式－2・第4号様式－2・第5号様式－2・第6号様式－2については、⑪「補助金充当額」の計の額を記載してください。
- 5 継続事業の場合は、②欄又は③欄に、当該年度までの査定事業費総額又は補助対象事業費総額を記入し、⑨欄には、②欄又は③の額に基づいて算出した補助基準額から前年度までの補助基準額を控除した額を記入してください。なお、余白に⑨欄に記入した補助基準額の算出根拠を記載してください。ただし、P F I 事業は除きます。
- 6 起債対象事業については、要領別表第4のうち適用した事業名を備考欄に記載してください。
- 7 要綱第3条第1号のアの(7)（権限移譲型広域連携事業）に掲げる事業の場合は、県からの権限移譲前までに係る経費と権限移譲後に係る経費を別行として記載してください。
この場合、⑥欄の20,000千円控除の額は、②欄の額の割合で按分して算出し、⑨欄の補助基準額は、⑧欄の額に⑥欄の額を加算した額としてください。
また、県からの権限移譲前までに係る経費として計算した行の備考欄には、第4条に基づき算出した「権限移譲特別加算交付金」の額を記載し、⑩欄には当該額を加算した額を記載してください。（この場合、⑨欄と⑩欄が同額となることに注意してください。）
- 8 同一の事業箇所において、国庫補助等対象部分（いわゆる補助事業）とそれ以外の部分（いわゆる単独事業）がある場合は、それぞれ別行として記載し、②欄にて①欄の補助対象経費を分割してください。この場合、⑥欄の20,000千円控除の額は、②欄の額の割合で按分して算出し、⑨欄の補助基準額は、⑧欄の額に⑥欄の額を加算した額としてください。

【第1号様式－2（要望事業一覧表）】関係

- 1 ①欄に第1号様式－3の「補助対象経費 計」を記入し、③欄及び⑪欄は記入不要です。
なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。

【第2号様式－2（交付申請額一覧表）】関係

- 1 ①欄に第2号様式－3の「補助対象経費 計」を記入し、③欄は記入不要です。
なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。

【第4号様式－2（実施状況報告額一覧表）】関係

- 1 最新の第2号様式－2に、実施状況報告時点の額を見え消し修正により記入してください。

【第5号様式－2（完了実績報告書内訳書の1）】関係

- 1 ②欄に最新の第2号様式－2に係る額を記入してください。
 - 2 ①欄及び③欄には、実績額を記入してください。
 - 3 ④欄以降は、③欄の額に基づいて算出した額を記入してください。
- ※ ただし、⑩欄は実績額に基づいて算出した⑩欄の額と最新の第2号様式－2の⑩欄の額を比較し、どちらか小さい方に基づく額を記入してください。

【第6号様式－2（年度終了実績報告書内訳書の1）】関係

- 1 ②欄には、最新の第2号様式－2に係る額を記入してください。
 - 2 ①欄及び③欄には、当該年度の出来高に係る実績額を記入してください。
 - 3 ④欄以降は、③欄の額に基づいて算出した額を記入してください。
- ※ ただし、⑩欄は実績額に基づいて算出した⑩欄の額と最新の第2号様式－2の⑩欄の額を比較し、どちらか小さい方に基づく額を記入してください。
- 4 「備考」欄には、総合補助金の翌年度繰越額を記載してください。

- ☐第1号様式－2－2

令和

☐第2号様式－2－2

令和

☐第4号様式－2－2

令和

☐第5号様式－2－2

令和

☐第6号様式－2－2

令和
- 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業一覧表（地方創生推進事業分）（第6条関係）
- 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付申請額一覧表（地方創生推進事業分）（第7条関係）
- 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金実施状況報告額一覧表（地方創生推進事業分）（第11条関係）
- 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書内訳書の1（地方創生推進事業分）（第12条第1項関係）
- 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書内訳書の1（地方創生推進事業分）（第12条第3項関係）

(用紙 日本産業規格 A4横長型)

団体名	団体名（ 補助額 [(単位：千円)																
	事業区分	事業箇所名	整備 形態 等	分割前	査定事業費	査定事業費	補助対象経費 実績額	特定財源 (地方債相当額を除く)	特定財源 ②or③－④	20,000千円 控除後の額	20,000千円 控除後の額	地方債相当額 控除後の額	補助基準額 (地方創生推進事業)	補助基準額に係る 補助金充当可能額	補助金充当可能額 (地方創生推進事業)	補助金充当額	備考
				査定事業費													
				①													
計														1/3分			
														1/2分			
														1/3分			
														1/2分			
														1/3分			
														1/2分			
														1/3分			
														1/2分			
														1/3分			
														1/2分			

(第1号様式-2-2・第2号様式-2-2・第4号様式-2-2・第5号様式-2-2・第6号様式-2-2の注意事項)

【共通項目】

- 1 表題の第1号様式-2-2・第2号様式-2-2・第4号様式-2-2・第5号様式-2-2・第6号様式-2-2のうち、該当するものに「レ」を付し、年度を記入し、それぞれ別葉に作成してください。
- 2 「事業区分」欄は、「地方創生推進事業」としてください。
- 3 「事業箇所名」欄は、施設の名称等を記入してください。また、施設の整備形態等について、「整備形態等」欄に次の略称を記載してください。なお、複数該当する場合は、該当するものを全てを記載してください。

・新築、新設（買収を含む）	（新）
・増改築、増設、改良	（改）
・施設の機能転換	（転）
・P F I 事業	（P）
・賃貸借によるもの	（貸）
- 4 ⑪欄上の欄外〔 〕内に、団体限度額を考慮した実質的な補助金充当可能額を記載してください。
ただし、第2号様式-2-2・第4号様式-2-2・第5号様式-2-2・第6号様式-2-2については、⑬「補助金充当額」の計の額を記載してください。
- 5 継続事業の場合は、②欄又は③欄に、当該年度までの査定事業費総額又は補助対象事業費総額を記入し、⑩欄には、②欄又は③の額に基づいて算出した補助基準額から前年度までの補助基準額を控除した額を記入してください。なお、余白に⑩欄に記入した補助基準額の算出根拠を記載してください。ただし、P F I 事業は除きます。
- 6 起債対象事業については、要領別表第4のうち適用した事業名を備考欄に記載してください。
- 7 同一の事業箇所において、国庫補助等対象部分（いわゆる補助事業）とそれ以外の部分（いわゆる単独事業）がある場合は、それぞれ別行として記載し、②欄にて①欄の補助対象経費を分割してください。この場合、⑦欄の20,000千円控除の額は、②欄の額の割合で按分して算出し、⑩欄の補助基準額は、⑨欄の額に⑦欄の額を加算した額としてください。

【第1号様式-2-2（要望事業一覧表）】関係

- 1 ①欄に第1号様式-3の「補助対象経費 計」を記入し、③欄及び⑬欄は記入不要です。
なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。
- 2 ⑪欄は、すべて補助率1/2対象として算出した額を記入してください。

【第2号様式-2-2（交付申請額一覧表）】関係

- 1 ①欄に第2号様式-3の「補助対象経費 計」を記入し、③欄は記入不要です。
なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。

【第4号様式-2-2（実施状況報告額一覧表）】関係

- 1 最新の第2号様式-2-2に、実施状況報告時点の額を見え消し修正により記入してください。

【第5号様式-2-2（完了実績報告書内訳書の1）】関係

- 1 ②欄に最新の第2号様式-2-2に係る額を記入してください。
- 2 ①欄及び③欄には、実績額を記入してください。
- 3 ④欄以降は、③欄の額に基づいて算出した額を記入してください。
- ※ ただし、⑪欄は実績額に基づいて算出した⑪欄の額と最新の第2号様式-2の⑪欄の額をそれぞれ比較し、どちらか小さい方に基づく額を記入してください。

【第6号様式-2-2（年度終了実績報告書内訳書の1）】関係

- 1 ②欄には、最新の第2号様式-2-2に係る額を記入してください。
- 2 ①欄及び③欄には、当該年度の出来高に係る実績額を記入してください。
- 3 ④欄以降は、③欄の額に基づいて算出した額を記入してください。
- ※ ただし、⑪欄は実績額に基づいて算出した⑪欄の額と最新の第2号様式-2の⑪欄の額をそれぞれ比較し、どちらか小さい方に基づく額を記入してください。
- 4 「備考」欄には、総合補助金の翌年度繰越額を記載してください。

(注意事項)

【共通項目】

- 1 表題の第1号様式－3・第2号様式－3・第5号様式－3・第6号様式－3のうち、該当するものに「レ」を付し、年度を記入し、事業箇所ごとにそれぞれ別葉に作成してください。
- 2 「事業箇所名」欄は事業の名称や施設の名称等を記入してください。
- 3 「区分」欄、「整備形態等」欄、「事業区分」欄、「継続年数」欄は、プルダウンから該当するものを選択してください。また、「予算の議決時期」欄に議決（見込）時期を記載してください。
（予算議決済み事業又は6月補正予算の審査・査定を終了しており、交付決定までに議決を受ける見込みの高い事業について、5月末の要望時に申請が可能となります。）

「整備形態等」欄では以下の略称をプルダウンで選択できるようにしておりますので、該当するものを全て選択してください。

- ・ 新築、新設（買収を含む）……（新）
- ・ 増改築、増設、改良……………（改）
- ・ 施設の機能転換……………（転）
- ・ P F I 事業……………（P）
- ・ 賃貸借によるもの……………（貸）

P F I 事業を選択した場合、建物等の建設・取得に関する費用の元金分（消費税込み）の補助対象経費に係る部分を確認する必要がありますので、サービス購入費内訳表（P F I 事業全期間）を添付してください。

- 4 「区分の根拠資料名等」記載欄には、根拠となる計画等の該当箇所やURLを記載してください。
- 5 「1 事業の目的」欄には克服すべき課題と対策を記載してください。
- 6 「2 そのための事業スキーム」欄には事業主体、実施手法、スケジュール、地方創生推進事業の場合はK P I を記載してください。事業内容が3つ以上ある場合は記入欄を適宜追加してください。

必要事項を満たしていれば、既存の資料での説明も可能です。

- 7 「3 経費の配分」欄において、継続事業の場合は、「申請額」欄又は「実績額」欄のそれぞれの該当欄に、当該年度までの総額を記載し、かつ、当該年度分のみの額を〔 〕内書きとしてください。ただし、P F I 事業の場合を除く。
- 8 地方創生推進事業の場合は、「4 川崎競馬の広報等」欄に川崎競馬広報への協力方法及び収益金活用の明示方法それぞれ記載してください。

【第1号様式－3（要望事業計画書内訳書）】関係

- 1 「申請額」欄に事業計画額を記載してください。
- 2 「実績額」欄は記入不要です。

【第2号様式－3（交付申請事業内訳書）】関係

- 1 「申請額」欄に（変更）交付申請額を記載してください。
- 2 「実績額」欄は記入不要です。

【第5号様式－3（完了実績報告書内訳書の2）】関係

- 1 「申請額」欄に、最新の第2号様式－3に係る額を記載してください。
- 2 「実績額」欄に、当該事業の最終実績に係る額を記載してください。
なお、「総合補助金」欄には、実際の充当額を記載してください。

【第6号様式－3（年度終了実績報告書内訳書の2）】関係

- 1 「申請額」欄に、最終の第2号様式－3に係る額を記載してください。
- 2 「実績額」欄に、当該事業の繰越分を含めた総額を記載し、かつ、当該年度の出来高分のみの額を〔 〕内書きとしてください。（不用額は含めない。）

- ☐ 第1号様式－3 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業計画書内訳書（第6条関係）
- ☐ 第2号様式－3 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付申請事業内訳書（第7条関係）
- ☐ 第5号様式－3 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書内訳書の2（第12条第1項関係）
- ☐ 第6号様式－3 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書内訳書の2（第12条第3項関係）
- (用紙 日本産業規格A4縦長型)

団体名

区分	事業箇所名	整備形態等
事業区分	継続年数	※区分の根拠資料名等を記載
着手～完成（予定）日	～	
予算の議決時期	当初予算・補正予算（〇月補正（予定））	

1 事業の目的(克服すべき課題と対策)

2 そのための事業スキーム（事業主体、実施手法、スケジュールも含む）
※地方創生推進事業の場合は、数値目標・重要業績評価指標（KPI）も記載

事業内容(1) <〇〇事業>

【事業費】 千円

※必要事項を満たせば既存の資料での説明も可

事業内容(2) <〇〇事業>

【事業費】 千円

※必要事項を満たせば既存の資料での説明も可

3 経費の配分

区分		申請額（千円）	実績額（千円）
補助対象経費			
	計 A		
	Aの財源内訳		
	国庫支出金		
	総合補助金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源		
補助対象外経費 計 B			
事業費 A+B			

4 川崎競馬の広報等

広報への協力方法
収益金活用の明示方法

5 その他

第2号様式（用紙 日本産業規格 A4縦長型）
（第7条関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 様

市町村長

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金 申請書

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の 受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

交付申請額 千円

（注）第2号様式－2、第2号様式－2－2及び第2号様式－3を添付してください。

第 3 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
（第 9 条関係）

第 号
令和 年 月 日

神奈川県知事 様

市町村長

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金 承認申請書

令和 年 月 日付で 決定を受けた 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金に係る交付決定事業について、次のとおり、
したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

事業箇所名				整備形態等	
変更の概要（変更前）		変更の概要（変更後）（理由を含む）			
事業区分					
区分		変更前（千円）	変更後（千円）	増減額（千円）	
補助対象経費					
	計 A				
補助対象外経費計 B					
事業費 A + B					

第4号様式（用紙 日本産業規格 A4縦長型）
（第11条関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 様

市町村長

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金事業実施状況報告書

令和 年 月 日付で 決定を受けた 令和 年度 神奈川県
市町村自治基盤強化総合補助金に係る交付決定事業の 令和 年 月 日現在におけ
る実施状況を、次のとおり報告します。

1 交付決定事業の執行状況

2 交付決定事業の経費の執行状況

第 5 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
（第12条第 1 項関係）

令和 第 号
年 月 日

神奈川県知事 様

市町村長

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書

令和 年 月 日付けで 決定を受けた 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金に係る交付決定事業の実績を、次のとおり報告します。

1 交付決定額

2 実績額

3 不用額

（注）第 5 号様式－ 2、第 5 号様式－ 2－ 2 及び第 5 号様式－ 3 を添付してください。

第 6 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
（第12条第 3 項関係）

令和 第 年 月 日

神奈川県知事 様

市町村長

令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付けで 決定を受けた 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金に係る交付決定事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 交付決定額
- 2 年度内実績額
- 3 翌年度繰越額
- 4 不用額

（注）第 6 号様式－ 2、第 6 号様式－ 2－ 2 及び第 6 号様式－ 3 を添付してください。

第 7 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
（第13条第 1 項関係）

令和 第 年 月 日 号

神奈川県知事 様

市町村長

年度 消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで 決定を受けた 年度 神奈川県
市町村自治基盤強化総合補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|-----------------------|-------------------------|------|--------|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | | |
| 3 | 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | | |
| 4 | 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 | 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第8号様式（用紙 日本産業規格 A4縦長型）
（第13条第3項関係）

令和 第 年 月 日 号

神奈川県知事 様

市町村長

間接補助金等に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 付けで 決定を受けた 年度 神奈川県
市町村自治基盤強化総合補助金に係る間接補助金等に係る消費税仕入控除税額について、
次のとおり報告します。

1 補助事業名

2 補助金の額の確定額（補助金充当額） 金 円

3 間接補助事業等名

4 間接補助事業者等名

5 間接補助金等充当額 金 円

6 5のうち自治基盤強化総合補助金充当額 金 円

7 間接補助事業等における補助対象事業費に消費税及び地方消費税を
含むか（どちらかを選択） 含む・含まない

（7で「含まない」を選択の場合は以下不要）

8 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

9 8で「無」を選択の場合は、その理由・根拠

(8で「無」を選択の場合は以下不要)

10 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税

(10で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

11 6のうち仕入控除税額相当額 金 円
(=返還すべき補助金額)

(注) 1 次の書類を添付すること。

- ・ 積算の内訳
- ・ 間接補助金等に係る根拠規程 (規則、要綱、要領等)
- ・ 間接補助金等に係る交付決定通知書、額の確定通知書等の写し
- ・ 消費税申告書の写し (事業年度が補助事業年度をまたぐ場合は2事業年度分)

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

3 間接補助事業等が複数ある場合は、「別添のとおり」と記載し、1から11までを別葉により回答すること (年度ごとに本様式1部を作成すること。)。